



平成21年12月25日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 洗濯廃液放出に係る 保安規定違反事象（指示）について

当社、東海第二発電所（沸騰水型軽水炉：定格電気出力110万キロワット）は、12月18日に実施した洗濯廃液ドレンタンク水の放出において、運転員は洗濯廃液ドレンタンク（A）を放出するところ、放射性物質濃度の測定が行われていないタンク（B）（以下、当該タンク水という）を間違えて放出^{*1}しました。放出開始直後に誤放出に気づき、当該タンク水の放出を中止するとともに、当該タンク水の放射性物質濃度が検出限界値未満であることを確認しました。

このため、東海第二発電所原子炉施設保安規定（以下、「保安規定」という）に規定された手順に違反しているとして、本日、原子力安全・保安院より指示文書^{*2}を受領いたしました。

保安規定第88条（放射性液体廃棄物の管理）において発電長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、放射性物質濃度の測定など管理した状態で行うこととしているが、本件は、放射性液体廃棄物の放出操作を誤り、管理されていない状態で放出したものです。

なお、当該タンク水の放出前後における廃液出口モニタおよび放水口モニタの指示値に異常はなく、環境への影響はありませんでした。

当社としては、今回の原子力安全・保安院からの注意を重く受けとめ、この指示に基づき、原因（組織要因の根本原因分析を含む）及び、再発防止対策について取りまとめの上、原子力安全・保安院に報告いたします。

*1：放出量は推定約0.28m³

*2：指示文書内容：「原因（組織要因の根本原因分析を含む）を究明し、再発防止対策を策定の上、当院原子力発電検査課へ報告すること。」

以 上

添付資料

1. 原子力安全・保安院からの「東海第二発電所における洗濯廃液放出に係る保安規定違反について（指示）」（写）
2. 東海第二発電所 洗濯廃液系統図

(写)

添付資料 1

経済産業省

21 原企課第 113 号
平成 21 年 12 月 25 日

日本原子力発電株式会社
取締役社長 森本 浩志 殿

原子力安全・保安院企画調整課長 佐藤 達夫

原子力安全・保安院原子力発電検査課長 山本 哲也
NISA-168d-09-6

東海第二発電所における洗濯廃液放出に係る保安規定違反について
(指示)

平成 21 年 12 月 18 日に貴社東海第二発電所で確認された洗濯廃液の放出については、東海第二発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）第 88 条に違反するものです。また、貴社は平成 20 年 10 月に発生した事象と同様の違反を繰り返していることは遺憾であり、注意します。ついては、原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、貴社に対し下記の対応を求めます。

記

以下の保安規定違反に関し、同様の違反を繰り返した組織要因の根本原因分析を含む原因究明を実施し、再発防止対策を策定の上、当院原子力発電検査課に対し報告すること。

1. 違反条項

保安規定 第 88 条（放射性液体廃棄物の管理）

2. 事案の内容及び保安規定第 88 条に違反すると認められる理由

保安規定第 88 条第 1 項において、発電長は放射性液体廃棄物を放出する場合は、放射性物質濃度の測定など管理した状態で行うこととしているにもかかわらず、放射性液体廃棄物の操作を誤り、管理されていない状態で放出を行ったこと。

東海第二発電所 洗濯廃液系統図

